

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

主 論 文 の 要 旨

論文題目

米国の極東安全保障政策を背景とした小笠原返還交渉の研究

氏 名

真崎 翔

論 文 内 容 の 要 旨

本研究は、小笠原諸島の返還をめぐる米国内における議論ならびに日米間で行われた交渉内容について考察するものである。父島や硫黄島等からなる小笠原諸島は、太平洋戦争中に、日本の本土防衛のための軍事要塞とされ、米国による日本本土に対する空襲を妨げていた。しかし、1945年初旬の硫黄島の戦いによって小笠原は陥落し、米国に占領された。そして、1951年9月に調印され、その翌年に発効した対日講和条約第3条を根拠に、小笠原は沖縄とともに引き続き米国の占領下に置かれたのである。小笠原諸島には、戦前から欧米系島民が多数住んでいた。小笠原を占領中、米国は米国人を自称する欧米系島民とその配偶者のべ129名のみを父島に居住させるという人種差別的な占領政策を採用していた。そこには、親米的な島民を居住させることによって占領しやすい環境を整えるという意図があった。1967年11月に行われた日米首脳会談において日米が小笠原返還に合意したと発表されると、小笠原返還交渉は加速化した。翌1968年4月に小笠原返還協定が調印され、同年6月に日本領に復帰したのである。

本稿では、主に三つの課題に焦点を当てている。一つ目は、なぜ小笠原諸島が1967年まで米国による軍事占領を受け続けたのかということである。小笠原返還交渉をめぐる米国内および日米間の議論において、安全保障上の問題が争点となっていた。小笠原返還交渉における論点を整理し、交渉内容を適切に把握するためには、占領期の小笠原の軍事的役割りについて考察しなければならない。

二つ目の課題は、小笠原の返還交渉時に結ばれた核「密約」がいかなるものであったかということである。先行研究の蓄積により、小笠原返還交渉時に日米間で核「密約」が結ばれたということが明らかになった。しかし「密約」の存在を立証することに力点が置かれており、その政治的意味を考察するには至っていない。核「密約」作成の軍事的背景および政治的背景について考察することなく、戦後日米関係史における小笠原返還交渉の歴史的意義を十分に評価することはできないはずである。

最後の課題は、小笠原返還交渉と沖縄返還交渉にはいかなる連関が認められるかということである。小笠原返還交渉に関連する史料のなかには、米国の政策立案者らが小笠原返還を沖縄返還

の前段階であると捉えていたということを示唆するものが少なくない。しかしながら、沖縄返還交渉に関する既存の研究のなかに、小笠原返還交渉との連続性に着目したものはほとんどない。米国は、沖縄返還交渉に与える影響について懸念しつつ、慎重に小笠原返還交渉を進めていた。したがって、小笠原と沖縄の返還交渉を比較することなく、両返還交渉における米国の意図について十分に理解することはできるはずがない。

以上の三つの課題について論考することによって、本稿は以下の結論を得た。地理的な条件から、父島には海軍の基地が置かれ、硫黄島には空軍の基地が置かれた。初期の米国の核戦略を担っていたのは空軍であり、太平洋上の空軍基地として、硫黄島の重要性は高かった。1950年6月に勃発した朝鮮戦争において、硫黄島の後方支援基地としての重要性が注目された。1953年1月にドワイト・アイゼンハワーが大統領に就任すると、米国は核兵器で大規模に反撃するという威嚇によってソ連の先制核攻撃を抑止するという「大量報復戦略」を自国の核抑止戦略として採用した。そして1956年2月に、父島と硫黄島に核兵器が配備されたのである。

大量報復戦略には、その実現可能性を疑問視する見方があった。ヘンリー・キッシンジャーやマックスウェル・テイラーらは、抑止が破れた際に即座に米ソが全面核戦争に陥るということを想定している点を問題視した。また、全面核戦争を恐れるあまり、米国がソ連による局地的な侵攻に対処できなくなるという問題も指摘された。このような問題点をアイゼンハワー政権は認識しており、1955年1月の時点で、すでに核戦争を限定化する方針が採用されていた。1961年に就任したジョン・ケネディ大統領が、核戦争の限定化と通常兵力の強化を骨子とした「柔軟反応戦略」を米国の新しい核抑止戦略として採用したが、小笠原への核配備はまさにその戦略の移行期になされた措置であった。

1960年代に入ると、米国の軍事的状況ならびに政治的状況が一変した。原子力潜水艦および偵察衛星の誕生や核運搬能力の向上などの科学技術の発展により、常設基地としての小笠原諸島の重要性が低下した。他方で、ベトナム戦争に在沖縄米軍基地が深く関与していたことから、日本における反米感情や反基地感情が高まった。日米安全保障条約が更新される年である1970年までに、米国は日本における反米感情に対処する必要に迫られた。しかし、反米感情の直接的な原因の一つである沖縄を早期に返還することはできないため、ベトナム戦争への関わりがほとんどない小笠原の返還が浮上するのであった。さらに、米国はベトナム戦争に起因する財政赤字を抱えており、小笠原返還と引き換えに日本による財政支援を引き出すことを企図したのである。このような事情が小笠原返還交渉を推し進め、1967年11月に行われた佐藤栄作首相とリンドン・ジョンソン大統領による日米首脳会談において、小笠原返還が合意されたのである。

小笠原返還交渉において、日米間で核密約が結ばれた。戦時中から小笠原を支配し続けてきた軍部は国務省をはじめとする政策立案者らに対して、事前協議を経ることなく返還後の小笠原に核兵器を貯蔵する権利を保持することを小笠原返還の条件とした。しかしながら、そのような主張を露骨に反映した「密約」を日本は受け入れられない。そのことを承知していた国務省は、軍部および日本がともに受け入れられる「密約」を案出した。それは、有事の際に返還後の小笠原に核兵器を貯蔵したいというU・アレクシス・ジョンソン駐日米国大使の要望に対して、三木武夫外相が有事核貯蔵を事前協議の対象として扱うという内容のものである。これには一つの問題

点があった。それは、事前協議が、米国による核配備を日本が黙認する制度であるという点である。つまり小笠原核「密約」は、米国による核貯蔵を日本が黙認するという内容なのである。事前協議の対象にするという文言を挿入することは、日本が核貯蔵の責任を米国に転嫁することを許すのである。さらにその後、小笠原核「密約」は、小笠原への核貯蔵を日本が事前協議を経ずして米国に対して認めるという内容に修正されたのである。

1969年11月に行われた佐藤首相とリチャード・ニクソン大統領による日米首脳会談において、日米が沖縄の早期返還に合意したということが披瀝された。この首脳会談においても、日米間で核「密約」が結ばれた。それは、返還後の沖縄に、有事の際に核兵器を再搬入したい、あるいは一時的に通過させたいというニクソンの申し出に対して、佐藤がそれを遅滞なく許可するという内容であった。小笠原核「密約」とは異なり、有事核貯蔵までは求めていないのである。小笠原核「密約」と沖縄核「密約」にみられるこのような差異について考察した結果、以下の結論を得た。

1967年の春頃、すでに軍部のなかに、太平洋の島嶼地域に核兵器を貯蔵できるのであれば、沖縄に常時核兵器を貯蔵する必要はないという考えがあった。そして、1967年6月頃から、軍部内において父島と硫黄島を小笠原諸島から分離して日本に返還することが訴えられ始める。太平洋地域の核貯蔵基地としてグアム島が候補に上がっていたが、結果的に沖縄ーグアム間の約半分の距離に位置する小笠原が代替施設として選ばれたのである。しかしながら、戦前最も多くの島民人口を抱えていた父島を返還しなければ、日本が納得するはずがなかった。そこでディーン・ラスクが案出した「硫黄島分離返還」を事実上達成することを目指すという路線がとられることとなった。それは、硫黄島に核を貯蔵するという既得権を、返還後の硫黄島においても日本に認めさせるというものであった。その結果結ばれたものが、小笠原核「密約」であった。

小笠原核「密約」が結ばれたことで、軍部が沖縄の「核抜き」返還に同意する下地が整えられたのである。米国が在沖縄米軍基地において失うことのできない既得権は、通常兵器による基地の「自由使用」、つまり在沖縄米軍基地から他国へ出撃する権利であった。この権利を確実なものとするため、国務省は敢えて沖縄「核抜き」返還に対する態度を保留にしつつ日本との交渉を進めた。その結果、米国は日本からの最大限の譲歩を引き出し、日本に対して在日米軍基地の朝鮮半島有事ならびに台湾有事における「自由使用」と、沖縄への有事核再搬入を認めさせることに成功したのである。これらは、米国が小笠原返還交渉を本格化させる前に企図していた路線を踏襲した帰結であった。

米国は、小笠原諸島から硫黄島を切り離して返還する「硫黄島分離返還」を日本に対して求めたかった。しかしながら、全島一括返還でなければ小笠原返還の政治的な価値を低下させてしまう。こうした問題を解決する方策として結ばれたものが小笠原核「密約」であった。「密約」によって小笠原が事実上の「硫黄島分離返還」となったため、未だに硫黄島への旧島民の帰島すら許されず、戦没者の遺骨収集も滞っている。また、小笠原返還交渉において日本が米国に譲歩したことにより、日本は沖縄返還交渉においてもさらなる譲歩を迫られることとなった。その帰結が、現在にまで至る在沖縄米軍基地問題の起源となっているのである。